京都大学附属図書館清家文庫蔵『史記抄』清原宣賢書写部分における漢字音の音形について

坂水　貴司

一　本稿の目的

清原宣賢（一四七五―一五五〇）は、室町時代後期に活躍した博士家の学者である。宣賢は、訓点資料や抄物など、多くの資料に字音点を含む訓点を加点していることから、清原宣賢加点の資料は日本漢字音史の研究において重要である。

京都大学附属図書館清家文庫蔵桃源瑞仙聞書『史記抄』（請求記号5-42シ1貴、以下単に『史記抄』と呼称する）は、清原宣賢・清原業賢などによる書写加点である。そのうち、『史記本紀抄一之四』『呉太伯世家抄一』『列傳抄一之十』『列傳抄三十一之四十四』の四冊は、宣賢書写である。これには、他の宣賢書写加点本と同様、字音点が加点されるため、宣賢の用いた漢字音を把握するための重要な資料となるであろう。

本稿は、『史記抄』清原宣賢書写部分における、漢字音の実態を把握することを目的とする。

二　研究の方法

『史記抄』の音注が反映する字音を漏れなく把握するためには、『史記抄』の音注を体系的に分類し、一覧することが有効である。そこで、『廣韻』『韻鏡』により知られる中国語中古音の体系に依り、『史記抄』の音注を分類する。本稿では、日本漢字音と中国語原音との対応を把握することよりも、一資料における漢字音の実態を捉えることに主眼を置くため、『史記抄』の字音点すべてを体系化して記述することが望ましい。よって、『廣韻』に記載されない字（字音）は、『集韻』によって『韻鏡』の体系に位置づける。

三　研究結果

『史記抄』には声点がなく、漢字に対する振り仮名（以下仮名音注と呼称する）と、注釈文により、注音がなされている。声点がないため濁音は濁声点によって示されず、朱による複点を仮名に付すことによって、濁音を示している。

本稿では、注釈文による注音は適宜参照するにとどめ、『史記抄』本文の左右に加点された仮名音注を体系的に整理する。[1] 用例は、便宜上Ⓐ…『史記本紀抄一之四』、Ⓑ…『呉太伯世家抄一』、Ⓒ…『列傳抄一之十』、Ⓓ…『列傳抄三十一之四十四』という記号によって該当巻を示した後、丁数、表裏、行数を示す。丁数はそれぞれⒶ…「史記集解序」、Ⓑ…「呉太伯世家第一」、Ⓒ…「老子伯夷列傳第一」、Ⓓ…「黥布第三十一」で始まる丁を一丁目と定めて数えた。挙例中、『集韻』によって位置づけたものは（　）に入れて挙例する。また、「㋐」

など○で囲まれた母音字によって、列全体（「㋐」であれば、ア列全体）を指す。考察中に引用する『史記索隠』『史記正義』『史記集解』は、瀧川亀太郎『史記會注考證』[2]による。『史記抄』の『史記本紀抄一之四』に、『史記索隠』『史記正義』『史記集解』の三種の注釈書の序文が引用されていることから、『史記抄』はこれらの注釈書の影響を受けていると考えられたため、考察の材料とすることは妥当であろう。

1．声母

先行研究によって、中古音の声母と日本漢字音との対照が示されている[3]。これによって、日本漢音の体系に依って声母を整理する。用例は「2．韻母」で全例を挙例するため、ここでは原則から外れるもののみを挙げる。

（1）幫・滂・並、非・敷・奉母

これらの声母は、日本漢音でハ行の仮名で表記される。例外は、次のものである。

滂母字の「破家（バ）Ⓒ44ウ2」は、『日葡辞書』[4]で Baca と表記されており、濁音で読まれる語であったことが知られる。

奉母の「番吾（バキヨ）Ⓒ40オ13」「番君聞項（バ）Ⓓ1オ7」のような例は、呉音例と解するのが穏当であろう。「番（バン[左]）ゴ[左]吾 Ⓒ40オ13」については、「番」字を含む語が『日葡辞書』で Ban と表記されていることから、「バン」は「番」字の一般的な読みであったことが知られる。

（2）明・微母

明・微母は、日本漢音において撥音韻尾字マ行、その他バ行で表記される。例外は次のものである。

微母：巫（フ）馬Ⓒ34ウ10

「巫」字には「スンテヨムソ」という注が付いており、清音で読むことが求められている。他の宣賢書写・加点の資料では、

巫（平濁）［京都大学清家文庫蔵『春秋經傳集解』[5]巻第一二、646行目］
巫醫（ブイ）［京都大学清家文庫蔵『論語』[6]197行目］
巫（平）フ［京都大学清家文庫蔵『塵芥』[7]上53オ］
巫卜（フホク）［京都大学清家文庫蔵『六韜秘抄』[8]上74ウ5］

などの例があり、濁声点や濁点が加点されるものもある。このことから、「巫」字が常に清音で読むよう求められていたとは考えられない。当該部分は固有名詞の一部であり、清音で読み慣わされていたのであろう。

（3）端・透・定、知・徹・澄母

これらの声母は、日本漢音ではタ行で表記される。例外は次の通りである。

端母の「讜（シヤウ[左]）言Ⓐ26ウ14」の例は、「黨」字の音符である「尚」による類推音であろう。透母の「有邰（リ[左]）氏Ⓐ30ウ2」については、誤点であると思われる。

（4）泥・娘母

泥・娘母は、日本漢音において撥音韻尾字ナ行、その他ダ行で表記される。例外は、「朔南（チン）Ⓐ26オ12」「涅（ネツ）Ⓐ50オ10・Ⓐ50オ12」の二例である。泥母字の「南」字は、「ナン」の誤写であろう。また、「涅」字は呉音例であり、日本呉音の表記原則と一致する。

（5）見・溪・群、曉・匣母

これらの声母は、日本漢音ではカ行で表記される。

暁母の「洫(イキ)Ⓐ23ウ10」字は、「淢」字の注である「淢ハ洫ト同字ソ・洫ハ・域ノ音テハナイソ・洫(キ)ノ音ソ・師古曰・洫音許域反・アレトモ・皆洫(イキ)トナラテハヨマヌソ・」の中の一字である(左傍傍線部)。一般に「イキ」と読まれていた「洫」字を、「許域反」の注に従って「キヽ」と読むよう注意を喚起した注である。「ヰキ」の音は、鎌倉時代中期において一般的な音であったことが指摘されている。[9] 宣賢書写の『春秋經傳集解』にも同字に「ヰキ」の仮名音注が加点されていることから、宣賢が生きた室町時代後期にあっても、なお一般的な読みであったのだろう。ただし、『史記抄』では「イキ」と表記し、合口性を標示しない。

匣母字の「泥丸(ナイヲン)Ⓐ50オ9・Ⓐ50オ9・Ⓒ40ウ12」の「丸」は、「洹」字と音通であることが「須陀洹ノ時ハ・洹(ヲン)トヨムソ・泥丸トカイテモ・泥(ナイ)丸(ヲン)トヨムソ(Ⓒ40ウ12)」という注によってわかる。「丸」字に対する「ヲン」の音注は、「洹」の呉音形「ヲン」に依るものであろう。

同じく匣母字の「衡(ワウ[宋・左])　人Ⓒ39ウ7」「祇桓(ヲン)Ⓒ40ウ14」は、呉音例である。

（6）疑母

疑母は、日本漢音ではガ行で表記される。疑母は、すべて原則通りに表記されている。

（7）精・清・従・心・邪、荘・初・牀・山、照・穿・神・禅母

これらの声母は、日本漢音でサ行で表記される。

山母の「倍灑(ハイレイ)Ⓐ40オ17」は、注の「音戻」による人為的漢音形[10]である。

（8）日母

日母は、日本漢音でザ行で表記される。日母は、原則通りに表記されている。

（9）影・于・喩母

影・于・喩母は、日本漢音ではア・ヤ・ワ行で表記される。例外は次のものである。

影母：圜盧(カウリヨ)Ⓑ33オ15・Ⓑ33オ16、圜閭城(カウロセイ)Ⓑ33オ16、圜閭城(カツリヨシヤウ)Ⓑ33ウ1

于母：黄熊(タイ)Ⓐ23オ13

影母の「圜」字は固有名詞の一部であるため、特殊な音で読み慣わされたと考えられる。その音は、「盍」に依るものであろう。

于母の「熊」字は、形の類似した「能」に依るものであろう。「能」字は、『集韻』に泥母咍韻の例が存する。注釈には、「黄熊(タイ)ト云ハ・黄熊ノ時ハ・能ノ下ノ聯火ノ漾ナモノヲ・三スルソ・三足ノカメノ心ソ・只能字ヲ・其マヽテ・能(タイ)トモヨムソ・形・音・義・ノ時・音ト義トカワリタ字ト云字ソ(Ⓐ23オ14)」とあり、「熊」と「能」字の「形」の関連によって、音や義も通ずることが示されている。

その他、影・于・喩母では、開口字も合口字もア行で表記されている。イ列とエ列について単字で挙げると、次のようである(四等における合口性の弱化傾向[11]を考慮し、四等韻は載せない)。

①イ列

《開口字》

影母：郁(イク)Ⓐ18オ10、于母：(用例無し)

《合口字》

影母：畏(イ)Ⓒ3ウ7、委(イ)Ⓒ43オ1・Ⓒ43オ1・Ⓒ43オ1　于母：蘧(イ)Ⓑ36ウ16

②エ列

《開口字》

影母：罍Ⓓ4オ3・Ⓓ4オ4　于母：（用例無し）

《合口字》

（用例無し）

用例が少なく、比較するに充分な用例数が得られない。しかし、いずれも合口性を標示していない。

（10）来母

来母は、日本漢音ではラ行で表記される。例外は、次に挙げるものである。

「掠Ⓒ49オ9」字は、注に「漢書ニハ・掠ノ音ヲツケタソ・―勺反トシタヲ宋祁校本ニ・勺ハ向字カ誤テ勺トナツタト云ソ・」とあり、「―勺反」の反切上字が示されない。反切上字が来母字であるとすると、「チヤク」は、「リヤク」の誤りであろうか。

「輓輅Ⓓ19オ4」「輅Ⓓ19オ4」は、『史記集解』および『史記索隠』に「音胡格反」の例が載る。これによる人為的漢音形であろう。

「（嫘祖Ⓐ17ウ2）」は、右傍に「テイ」、左傍に「ライ」の音が加点される。これに対して、「トチヘモヨムソ」と複数の読みを肯定する注が付される。「嫘」字は「ルイ」と表記されるのが原則であろう。[12] 反切などにも「テイ」と読む根拠はなく、誤点である可能性がある。

2．韻母

ここでは、全例を単字として挙例する。各韻の原則に合致しないものは、用例の左傍に〰を付し、各韻の原則的音形と区別する。

（1）通摂

東韻直音は、㋔ウ（入声は㋔ク）で表記される。異例はない。

東直　：通Ⓓ5オ10、桶Ⓒ36オ16、空Ⓐ20ウ11、卜Ⓐ34ウ16、（朴Ⓐ20オ1）

東韻拗音乙類は、唇音字ホウ、その他㋑ウ（入声は㋑ク）で表記される。

東拗乙　：澧Ⓐ25ウ1、〰豐Ⓓ22ウ16、〰熊Ⓐ23オ13、郁Ⓐ18オ10、畜Ⓐ3ウ7・Ⓐ3ウ8

次の異例がある。「豐儉Ⓓ22ウ16」の「豐」字は、呉音例である。「黄熊Ⓐ23オ13」の「熊」例は、「1．声母」の「（9）影・于・喩母」で示した通り、泥母咍韻の「能」字と通じて用いられている。

東韻拗音甲類は、入声字「肅Ⓓ18ウ6」のみである。原則に合致している。

鍾韻は、乙類字も甲類字も、「㋑ヨウ」表記を原則とする。

鍾乙　：樺Ⓐ23ウ11、〰樺Ⓐ23ウ11、（遇Ⓓ9ウ15・Ⓓ10オ1）、曲Ⓓ18オ13・Ⓓ18オ13、獄Ⓓ29オ3

鍾甲　：從Ⓒ21オ15、〰從Ⓒ39ウ7、〰從Ⓒ39ウ8、種Ⓒ24オ3、容Ⓐ16ウ5、欲Ⓒ40オ11・Ⓒ44オ8

その中に、「鍾甲：從Ⓒ39ウ、從Ⓒ39ウ8　鍾乙：樺Ⓐ23ウ11」など「㋓ウ」表記のものが見られる。

この傾向は、宣賢加点の『春秋經傳集解』（「徵」⑪425a）、『中庸章句』（「三―重」329など）、『論語』（「冢―宰」292）、『日本書紀抄』（「潛―龍」上46オ4bなど）、『塵芥』（「蛬」下51ウ2など）、多くの文献で見られるものである。[13]

その他鍾韻乙類は、カ行音の例のみがある。前代に[14]「クヰヨウ」と表記されていたカ行音は、『史記抄』では合口性を失い「キヨウ」と表記される。

鍾韻甲類は、「㋑ヨウ」（入声「㋑ヨク」）で表記され、原則通りである。

（2）江摂

江摂は入声字「㋐ク」の例のみである。すべて原則に合致する。

江韻　：鐲Ⓐ11オ12、較Ⓐ2オ10、樂Ⓒ10オ9、齷Ⓓ15ウ9、握Ⓓ15ウ9

（3）止摂

止摂の開口字は、原則として「㋑」で表記される。

開口甲類　《支韻》刺Ⓒ23オ3、賜Ⓐ25オ12、賜Ⓐ25オ13、氏Ⓓ19ウ7、軹Ⓒ40オ8、蛇Ⓒ43オ1《脂韻》質Ⓐ32ウ2、尼Ⓓ9ウ11・Ⓓ9ウ12、恣Ⓒ5ウ9、（汦Ⓓ4ウ10）、汦[左]Ⓓ4ウ10《之韻》姒Ⓐ22ウ5、苡Ⓐ22ウ5、食Ⓒ16オ10

開口乙類　《支韻》賁Ⓓ18ウ4、罷Ⓑ37オ5、宜Ⓓ25ウ3、差Ⓓ17オ2、灑Ⓐ40オ17、戲Ⓓ1オ17《脂韻》器Ⓐ29オ2、劓Ⓐ40オ17Ⓒ17ウ17・Ⓒ17ウ17《之韻》己Ⓐ29ウ11

異例として、甲類字の「賜大亀Ⓐ25オ12」がある。当該字には、「九賜之時モ・九錫トモ・九賜トモヨムソ・」という注が付されている。このことから、「賜」字と「錫」字が通じて用いられると解釈できる。そのため、「錫」字の字音「セキ」を「賜」字に加点したものであろう。

乙類字の「倍灑Ⓐ40オ17」には、「灑音戻チヤカ・義ハナントシタ心ヤラウソ・」の注がある。『史記索隠』にも、「音戻」とあり、注釈書の音注に音形を合わせた、人為的漢音であろう。

合口甲類は、「㋑」「㋒イ」で表記される。「睢」「唯」のように、四等韻は合口性の弱化を反映していると思われる。[15]

合口甲類　《支韻》箠Ⓓ19オ8、累Ⓒ3ウ7、累[左]Ⓒ3ウ7、嫘Ⓐ17ウ2、嫘[左]Ⓐ17ウ2《脂韻》率Ⓓ2ウ16・Ⓓ14オ14・23オ9、睢Ⓒ5ウ9、唯Ⓒ43ウ13、（雖Ⓓ16ウ7）

異例は、支韻の「畏累[左]Ⓒ3ウ7」、「嫘祖Ⓐ17ウ2」、「嫘[左]祖Ⓐ17ウ2」である。

「畏累[左]Ⓒ3ウ7」の例は、畳韻例であるため、このように読まれるのであろう。「嫘祖Ⓐ17ウ2」は、「1．声母」の「（10）来母」で述べた通り、誤点であろうと考える。「嫘[左]祖Ⓐ17ウ2」の「嫘」字には、『史記索隠』で「一曰雷祖、力堆反」と注されている。「ライ」は、これによる人為的漢音形であろう。

合口乙類は、「㋑」「㋒イ」で表記されている。カ行イ列合拗音などは直音で表記されるとともに、「㋒ヰ」のような合口性を表示した表記はなされていない。

合口乙類　《支韻》嬀Ⓐ19オ17、偽Ⓒ24オ17、揣Ⓓ17オ15、委Ⓒ43オ1・Ⓒ43オ1・Ⓒ43オ1、蘧Ⓑ36ウ16《脂韻》簋Ⓒ29オ6《微韻》：亹Ⓐ45オ7、畏Ⓒ3ウ7

（4）遇摂

模韻は、日本漢音で「㋔」で表記される。

模韻　：布Ⓓ1オ2・Ⓓ1オ2、捕Ⓓ18ウ4、妒Ⓓ3オ2、苦Ⓒ1ウ6・Ⓓ12オ13、吾Ⓒ40オ13、吾Ⓒ49オ6、誤Ⓒ49オ2、誤Ⓓ8ウ5、錯Ⓓ24オ6、愬Ⓒ34オ2・Ⓒ34オ2、烏Ⓒ48ウ14、悪Ⓐ39ウ11・Ⓒ8オ6・Ⓒ8オ7、虜Ⓒ19オ6・Ⓓ4ウ11・Ⓓ18ウ4・Ⓓ18ウ4、虜[左]Ⓒ19オ6、輅Ⓓ19オ4・Ⓓ19オ4［輅］字の注、（皐Ⓑ46ウ2）、（賈Ⓒ2オ2）

模韻字のうち、「詿誤Ⓓ8ウ5」、「愬Ⓒ34オ2・Ⓒ34オ2」のように「㋔ヨ」と表記される例については、よくわからない。しかし、京都大学人文科学研究所松本文庫蔵『大慈恩寺三蔵法師伝』鎌倉中期点[16]にも、

模韻疑母字である「梧」字に「キヨ」と加点される例が見られる。今後類例を集め、さらに考えたい。

「虜（リヨ[左]）Ⓒ19オ6」の「リヨ」は、現在の漢和辞典で慣用音とされている。[17]「虜」字に「リヨ」を加点する例は、久遠寺蔵『本朝文粋』鎌倉中期点に見られる。[18]文明本『節用集』[19]などにも「リヨ」という字音点が見られることから（「虜囚（リヨシユウ）」194-8）、「リヨ」の音は、『史記抄』の成立した室町時代にも一般的に定着した音であったのであろう。

「輅（カク）Ⓓ19オ4・Ⓓ19オ4「「輅」字の注」」は、『史記集解』および『史記索隱』に「音胡格反」の例が載る。当該字における注の「常ハ・輅ノ音カ・アレトモ・此ニハ・輅（カク）トヨムソ・」とする根拠は、これら『史記』の注釈書に載る反切であろう。

魚韻は、甲類乙類ともに、原則として「㋑ヨ」と表記される。

魚韻甲類：苴（ショ）Ⓒ15オ14、沮（ショ）Ⓐ30ウ12、鉏（ショ）Ⓒ44オ4、輿（イヨ）Ⓑ37オ4、廬（リヨ）Ⓑ33オ14・Ⓑ33オ15・Ⓒ17オ4、廬（リヨ[左]）Ⓒ17オ4、廬（ロ）Ⓑ33オ15・Ⓒ17オ4・Ⓒ17オ4、閭（ロ）Ⓑ33オ16・Ⓑ33オ16、閭（リヨ）Ⓑ33ウ1

魚韻乙類：（吾（キヨ）Ⓒ40オ13・Ⓒ49オ6）

「廬（ロ）Ⓑ33オ15・Ⓒ17オ4・Ⓒ17オ4」「閭（ロ）Ⓑ33オ16・Ⓑ33オ16」は、呉音例と見るべきであろう。[20]

虞韻甲類は「㋑ウ」「㋑ユ」で表記が揺れている。

虞韻甲類：須（スウ）Ⓒ34オ12、注（シユ）Ⓓ17ウ17、（束（シユ）Ⓒ15ウ9）、（斗（シユ）Ⓒ49ウ8）、（贖（シウ）Ⓐ39ウ1）

『史記抄』の虞韻甲類字は歯音字のみである。歯音字の表記に揺れが存することは、先行研究にも指摘されているところである。[21]

虞韻乙類は原則として「㋒」で表記されている。

虞韻乙類：父（ホ）Ⓐ53オ12、枹（フ）Ⓒ16オ1、巫（フ）Ⓒ34ウ10「「スンテヨムソ」の注あり」、（曲（ク）Ⓓ9ウ15・Ⓓ18オ13・Ⓓ18オ13）、（曲（ク[左]）Ⓓ18オ13）、遇（ク）Ⓓ18オ13、遇（グ）Ⓓ18オ13、遇（ケキ）Ⓓ18オ13・Ⓓ18オ13

異例は次のものである。

「洩父（セツホ）Ⓐ53オ12」の「父」字は、『史記正義』で「父、音甫」と注される。「甫」字は日本漢音で「ホ」と読まれていたことが指摘されている。[22]よって、『史記正義』の音注「甫」による、人為的漢音形と考えるべきである。[23]

「曲遇（キヨクケキ）Ⓓ18オ13・Ⓓ18オ13」は、当該字の注に「遇ハ逆也テ・水ノナリヲ以テ名レ地タソ・水ノ流ル、ナリ・曲（マカリ）テ又逆ニ流ルホトニ・曲逆ト云ソ・曲逆トカイタ処モアルソ・」とある。「逆」字と「遇」字が通じて使用されていると考えられる。したがって、「逆」字の字音「ケキ」を、「遇」字に加点したものであろう。

（5）蟹摂

咍韻と泰韻開口字は、「㋐イ」で表記されることを原則とする。

咍韻：倍（ハイ）Ⓐ40オ17、邰（タイ）Ⓐ30ウ2、邰（リ[左]）Ⓐ30ウ2、貸（タイ）Ⓓ17ウ5、岱（タイ）Ⓐ24オ17、概（カイ）Ⓒ23オ13、塞（サイ）Ⓒ39オ5・Ⓒ39オ5・Ⓒ42ウ5・Ⓓ4オ1・Ⓓ28オ14、（能（タイ）Ⓐ19オ15・Ⓐ23ウ1）

泰韻開：大（タイ）Ⓐ16ウ5、匂（カイ）Ⓒ48オ2、（厲（ライ）Ⓒ1ウ6）

「有邰（リ[左]）氏Ⓐ30ウ2」の「リ」は、「1．声母」の「（3）端・透・定、知・徹・澄」母でも触れた通り、誤点であると思われる。

灰韻と泰韻合口字は、「㋐イ」「クワイ」で表記されている。

灰韻：内（タイ）Ⓒ22ウ8、悝（クワイ）Ⓒ28オ5・Ⓒ28オ5、皋（サイ）Ⓐ20オ5、（類（ライ）Ⓓ14オ9）、（畏（ワイ[左]）Ⓒ3ウ7）、（北（ハイ）Ⓐ22オ8）

泰韻合：最（シユ）Ⓐ81オ1、蕞（サイ）Ⓓ20オ2

例外の「周最（シユ）Ⓐ81オ1」は、『史記索隱』の注「最、音詞喻反」による人為的漢音形であろう。

皆韻開口字、佳韻開口字は「㋐イ」で表記される。佳韻字の「夫差Ⓓ17オ2」は、麻韻化した例であると考えられる。

皆韻開　：劾Ⓓ23オ6　佳韻開　：差Ⓓ17オ2

皆韻合口字、佳韻合口字は「クワイ」で表記される。

皆韻合　：蕢Ⓒ28オ3、聵Ⓒ28オ3

佳韻合　：詿Ⓒ49オ2、詿Ⓓ8ウ5

「詿Ⓓ8ウ5」の「ワ」は、佳韻である「詿」字が麻韻化例の、呉音形であろう。「詿」字は同一資料内でも佳韻例と麻韻化例で揺れていることもあるから、一方では「詿Ⓒ49オ2」のように「クワイ」と佳韻形で加点されていることも納得できる。

祭韻開口甲類字と斉韻開口字は、原則として「㋓イ」で加点される。

祭韻開甲：祭Ⓐ82ウ4・Ⓒ5オ5、世Ⓑ1オ8・Ⓑ5オ7・Ⓑ5オ8、世Ⓑ5オ8、洩Ⓐ53オ11、泄Ⓐ53オ12、（革Ⓓ4ウ3）

斉韻開　：泥Ⓐ50オ9・Ⓒ40ウ13、驪Ⓐ52オ4、犂Ⓒ23オ7、澧Ⓐ25ウ1・Ⓐ25ウ2、戾Ⓐ41オ17・Ⓒ5ウ9、（結Ⓓ16ウ7・Ⓓ26オ11）

斉韻開口の「泥丸Ⓐ50オ9・Ⓒ40ウ13」の「ナイ」は、呉音例である。祭韻合口甲類字も「㋓イ」で表記することを原則としている。

祭韻合甲：説Ⓒ11ウ16・Ⓒ11ウ16・Ⓒ11ウ16・Ⓒ11ウ17、税Ⓓ17ウ7、汭Ⓐ19オ17、芮Ⓒ41ウ7、（橇Ⓐ23ウ11）

「税Ⓓ17ウ7」の例は、『史記索隠』では「音式芮反、亦音遂」と載る。音注の「音遂」に依る、人為的漢音形と見るべきであろう。

（6）臻摂

魂韻は、「㋔ン」（入声「㋔ツ」）で表記することを原則とする。

魂韻　：頓Ⓓ19ウ5、頓Ⓓ19ウ5、頓Ⓓ19ウ5、温Ⓓ26ウ11、猝Ⓓ3ウ9、（純Ⓒ41オ1）

例外として「頓Ⓓ19ウ5」がある。しかし、「頓」字に対する「トク」という音注は、他に例がなくよく分からない。当該例は「冒頓トモ・冒頓トモ・冒頓ト・如字ニモ・ヨムソ」という注文の例であるから、「トク」の音は『史記』の講義の場における読み癖と見るべきであろう。また、「頓Ⓓ19ウ5」への「トツ」という音注は、「トン」の音形から入声の音形を類推したものであると考えられる。

真韻乙類字、欣韻は「㋑ン」（入声字「㋑ツ」）と表記されるのが原則である。

真韻乙　：密Ⓐ44ウ2、宓Ⓒ32オ16・Ⓓ24オ7

欣韻　：靳Ⓓ18ウ3、忔Ⓐ30ウ7

「宓Ⓒ32オ16・Ⓓ24オ7」は、注に「濟南伏生ノ伏・与宓同ソ・（Ⓒ32オ16）」「古者伏与宓同・古字通用・（Ⓓ24オ7）」とあるから、「宓」字に対する「フク」の字音は、通用すると考えられていた「伏」字の「フク」の字音により加点したものであろう。

真韻甲類字は、「㋑ン」（入声「㋑ツ」「㋑チ」）で加点され、異例がない。

真韻甲　：潛Ⓒ43ウ14、黽Ⓒ38オ12、闉Ⓑ37オ4、匹Ⓓ11ウ6、鉈Ⓐ26オ4、質Ⓒ40ウ15、質Ⓒ44オ17、失Ⓒ12オ4、（蠙［左］Ⓐ24ウ8）

諄韻乙類字と文韻字は、前代において「㋒キン」「㋑ン」「㋒ン」（入声字「㋒キツ」「㋑ツ」「㋒ツ」）と加点された。『史記抄』「㋒キン」「㋒キツ」は日本語の音変化によって、原則として「㋑ユン」（入声「㋑ユツ」）の形で出現する。

諄韻甲　：純［左］Ⓒ41オ1、窟Ⓐ30ウ10、窟［左］Ⓐ30ウ10、窟Ⓓ13ウ10、怵Ⓐ45オ3、卹Ⓒ34ウ13

文韻　：鄖Ⓒ23オ15、（尉Ⓓ16ウ6・Ⓓ16ウ6）、焚Ⓒ50ウ3、焚Ⓒ50ウ3

「窋Ⓐ30ウ10」のように合拗音形で加点される例は、他の宣賢加点資料では『春秋經傳集解』『古文孝經』[25]『孟子』[26]など、経書に集中し、抄物では一般的でない。本例でも、「ツキツ」という合拗音形が右傍に加点されず、左傍に加点されていることからも、一般的でなかったことが知られる。

文韻の「焚Ⓒ50ウ3」字は、呉音形である。同字左傍の「焚（左）Ⓒ50ウ3」は、「樊」字と誤認され、加点されたものであろう。[27]

（7）山摂

山刪両韻の開口字は、「㋐ン」（入声「㋐ツ」）と加点されるのが原則である。

山韻開　：盻Ⓒ31オ1

刪韻開　：赧Ⓐ78オ11、赧Ⓐ78オ11、秸Ⓐ26オ4

「赧Ⓐ78オ11」字は、「古音ハ・人扇反テ・赧ナリ・」という注文の中の例である。反切に依って古音を示したため、日本漢音の体系から外れる。

「秸Ⓐ26オ4」は、「カツ」という表記が期待される。室町後期では合拗音の表記が乱れるには、通説と照合すると時代が早すぎる。[28]したがって、音符の形の似た「括」などからの類推によって、「クワツ」と合拗音形で表記されたと考えるべきであろう。

刪韻合口字、元韻合口唇音字は、「㋐ン」「クワン」（入声字「㋐ツ」「クワツ」）と表記されるのが原則である。

刪韻合　：豢Ⓐ27オ3

元韻合唇：輓Ⓓ19オ4、罰Ⓐ41ウ1、哹Ⓒ41ウ7、韈Ⓓ26オ10

刪韻合口字の「豢龍Ⓐ27オ3」は、「巻」字などの音符「矣」による類推であろう。同様に元韻合口唇音字の「韈Ⓓ26オ10」も、「蔑」字の字音「ヘツ」によるものであると解釈できる。

元韻合口字（唇音字以外）は、「㋓ン」「クヱン」（入声字「㋓ツ」「クヱツ」）加点されることが知られている。『史記抄』では、呉音形「（洹Ⓒ40ウ13・Ⓒ40ウ14）」のみが出現する。

仙韻開口甲類および先韻開口字は、「㋓ン」（入声字「㋓ツ」）で加点される。例外はない。

仙韻開甲：便Ⓓ25ウ3、甄Ⓒ15ウ2、鱣Ⓒ34ウ13、洩Ⓐ53オ12、緤Ⓓ18ウ7

先韻開　：蠙Ⓐ24ウ8・Ⓐ24ウ8、閼Ⓓ4オ8・Ⓓ19ウ7、餮Ⓐ21オ6、涅Ⓐ50オ10・Ⓐ50オ12、涅Ⓐ50オ10、結Ⓓ26オ11、契Ⓐ28オ2、戾Ⓐ41オ17・Ⓐ41オ17、（批Ⓒ18オ12）

仙韻合口甲類および先韻合口字は、「㋓ン」「クヱン」（入声字「㋓ツ」「クヱツ」）で加点されている。ただし、『史記抄』において合拗音形は出現しない。

仙韻合甲：還Ⓑ38オ2・Ⓑ38オ3、沇Ⓐ24オ7、（蕞Ⓓ20オ2）、（純Ⓒ41オ1）、（率Ⓐ40オ7・Ⓐ41オ9）

先韻合　：涓Ⓐ29ウ11・Ⓒ50オ11、觖Ⓓ8オ5

寒韻は「㋐ン」（入声字「㋐ツ」）で表記され、異例がない。

寒韻　：憚Ⓐ82オ1、飡Ⓓ4ウ3、妲Ⓐ29ウ11、遏Ⓐ15ウ12、閼（左）Ⓓ4オ8、（蔡Ⓐ34オ2）

桓韻は、「㋐ン」「クワン」（入声字「㋐ツ」「クワツ」）で加点される。

桓韻　：丸Ⓐ50オ9・Ⓒ40ウ13、洹Ⓒ40ウ12・Ⓒ40ウ14・Ⓒ40ウ14、沫Ⓒ8ウ11・Ⓒ8ウ11、沫（左）Ⓒ8ウ11、掇Ⓒ

50ウ3、（番[左]Ⓒ40オ13）、（番[左]Ⓒ49オ6）

「泥丸Ⓐ50オ9・Ⓒ40ウ13」は、「1．声母」の「（5）見・溪・群、曉・匣母」で触れた通りである。「丸」字に対する「ヲン」の音注は、「洹」の呉音形「ヲン」に依るものであると考えられる。

「曹沫Ⓒ8ウ11・Ⓒ8ウ11」は、『史記索隠』に「沫、音昧、亦音末」と注されている。「昧」の音「マイ」によって作り出された、人為的漢音形と考えるべきである。

以上に見てきた山摂の平・上・去声字は舌内撥音韻尾を有する。いずれも「ン」で表記されており、異例はない。

（8）効摂

豪韻字は、唇音「ホウ」、その他「㋐ウ」で表記される。

豪韻　：暴Ⓒ5ウ9、媢Ⓓ3オ2、冒Ⓓ19ウ5、擣Ⓒ18オ12、撓Ⓐ16ウ5、勞Ⓓ29オ9、（澆Ⓑ40ウ4）

「媢Ⓓ3オ2」のように、ハ行転呼音の影響を受けるものも存する。

宵韻乙類字は、「苗Ⓒ20オ10」「橇[左]Ⓐ23ウ11」の二例である。いずれも「㋓ウ」と表記される。

宵韻甲類字および蕭韻字も、原則として「㋓ウ」と表記される。

宵韻甲　：譙Ⓓ28オ2、約Ⓒ15ウ9、絲Ⓑ15ウ7・Ⓒ33ウ3、愀Ⓒ43オ16、（削Ⓓ28オ7）

蕭韻　：條Ⓐ27オ8、條Ⓐ27オ9、釗Ⓐ35オ15、澆Ⓑ40ウ3、（溺Ⓓ15ウ15）

異例としては、「譙Ⓓ28オ2」が存する。『史記索隠』に「誰何二音、誰何、猶借訪也、一作譙呵」とあることから、「譙」と「誰」が通じて扱われていると考えられる。したがって、「譙」字に「誰」の字音「スイ」が加点されるのであろう。

その他にも、拗長音化の影響によって「エウ」が「ヨウ」と表記される例が存する。

（9）果摂

果摂の字は、「㋐」で表記される。

歌韻　：（鄲Ⓓ12オ13）、（蛇Ⓒ43オ1）

戈韻　：番Ⓑ37ウ2・Ⓒ49オ6、番Ⓒ40オ13・Ⓓ1オ7、番Ⓒ40オ13、破Ⓒ44ウ2

「番Ⓒ40オ13」は、「番吾ハ・兩点ニヨムソ・又ハ番トモヨムソ・」という注の中に出現する音形である。『史記正義』には、「番、音婆、又音蒲、又音盤」という音注がある。「ホ」の音は、「音蒲」による人為的漢音形であろう。

（10）仮摂

麻韻直音開口字は、「㋐」で表記されることを原則とする。

麻直開　：家Ⓑ1オ8・Ⓑ1オ8・Ⓑ5オ8・Ⓑ5オ8、家Ⓑ1オ9・Ⓑ5オ7、家Ⓑ1オ9、詐Ⓒ24オ17・Ⓓ4オ17

「家Ⓑ1オ8・Ⓑ1オ8・Ⓑ5オ8・Ⓑ5オ8」は、呉音形である。また「家Ⓑ1オ9」は、唐韻（鎌倉宋音）の例であり、鎌倉宋音資料である「小叢林略清規」[29]と一致する。

麻韻拗音開口字は「堵Ⓓ25ウ2」「蛇Ⓒ43オ1」「（槖Ⓑ46オ6・Ⓑ46オ7）」の三例であり、「㋑ヤ」と表記する原則に合致する。

（11）宕摂

唐韻開口字は、「㋐ウ」（入声字「㋐ク」）と表記され、異例がない。

唐韻開　：囊Ⓒ23オ9、博Ⓓ29オ9、亳Ⓐ28オ6、槖Ⓑ46ウ2、魄Ⓓ15ウ8、悪Ⓒ19オ12・Ⓒ19オ13・Ⓒ19オ14・Ⓒ19ウ3、鄗Ⓓ

4ウ17、雒Ⓓ7ウ14、（暴Ⓒ16オ2）

唐韻合口字は、「洸[右]Ⓒ3ウ12」「洸Ⓒ3ウ12」の二例である。原則通りであり、問題ない。

陽韻開口乙類字は「房Ⓐ28ウ9」「装Ⓓ16ウ13」の二例である。原則通りであり、問題ない。

陽韻開口甲類字は、「敞Ⓓ6ウ16」「洋Ⓒ3ウ12」「洋[右]Ⓒ3ウ12」「掠Ⓒ46オ7」の四例である。すべて原則通り「㋑ヤウ（ヤウ）」（入声字「㋑ヤク」）であり、問題ない。

（12）梗摂

庚韻直音開口字および耕韻開口字は、「㋐ウ」（入声字「㋐ク」）で加点され、問題が無い。ただし、ハ行転呼音の影響により「㋐フ」となった例も存する。

庚韻直開：鄲Ⓒ45ウ8、魄Ⓓ15ウ7、額Ⓓ7ウ14、（假Ⓐ30オ3）

耕韻開：擘Ⓓ14オ13、筴Ⓐ32オ4、搤Ⓒ47ウ3、（邢Ⓐ29オ10）

庚韻直音合口字および耕韻合口字は、「クワウ」「ワウ」と加点されている。

庚韻直合：横Ⓒ21オ15、（衡Ⓒ39ウ7・Ⓒ40ウ7）、（衡[朱・左]Ⓒ39ウ7）

耕韻合：鞠Ⓒ41ウ17

庚韻拗音開口乙類は、「境Ⓒ16オ2・Ⓒ16オ13」「鏡Ⓐ23オ8」の二字三例である。原則通りで問題ない。

庚韻拗音合口乙類は「（槩Ⓐ36ウ4・Ⓐ36ウ4）」字の一字二例のみである。合拗音形「クヱイ」で表記されず直音化をしている。

清韻開口字、青韻開口字は「㋓イ」（入声字「㋓キ」）で加点される。

清韻開：頃Ⓒ22ウ8、成Ⓐ16ウ5、城Ⓑ33オ16、城Ⓑ33ウ1、盛Ⓓ28オ7、（罄Ⓓ4オ3・Ⓓ4オ4）、刺Ⓑ28ウ6・Ⓒ17ウ16・Ⓒ23オ3・Ⓒ45ウ12、射Ⓑ36ウ16、瘠Ⓓ19ウ4、適Ⓓ15ウ13・Ⓓ18ウ4、（澤Ⓓ6オ1）

青韻開：聽Ⓐ10オ5、經Ⓒ32オ8、惕Ⓐ45オ3、錫Ⓐ25オ13、（宿Ⓑ26オ12）

「圉閭城Ⓑ33ウ1」は、呉音形である。

「蓋射Ⓑ36ウ16」は、[ʃe]の音価を示したものであるのかどうか、不明である。これも、今後さらに類例を集め、考察する必要がある。

「羸瘠Ⓓ19ウ4」は、『史記索隠』に「瘠、音稷」の注が存する。「稷」の字音「ショク」による、人為的漢音形であろう。

青韻合口字は、「滎Ⓓ4オ1」の一例のみである。原則通りで問題ない。

（13）流摂

侯韻および尤韻明母字は、「㋔ウ」と表記されるのが原則である。

侯韻：培Ⓓ24オ2、培Ⓓ24オ2、斗Ⓒ49ウ9、耨Ⓒ44オ4、句Ⓑ15ウ7、猶Ⓐ29ウ12、詬Ⓒ22ウ1

尤韻明母：謀Ⓓ4オ17、（瓿Ⓓ4オ3）

「培生Ⓓ24オ2」は、注に「培擊之培ナレトモ・倍ノ音ヲツケタソ・」とある。注に従って注音したものであろう。

「斗Ⓒ49ウ9」は、『蒙求』諸本(30)（長承三年点、康永二年点、真福寺本、応安七年点、大永五年点、竜谷大学本）などに「ト」の音形が確認される。「ト」の音注は原則と合わないものの、日本漢音と認めるべきであろう。

「（瓿Ⓓ4オ3）」は、呉音例と考えられる。

尤韻乙類は、「㋑ウ」と加点されるのが原則である。「溲Ⓓ15ウ15」

の例のみが見られる。仮名音注の「シユウ」は、「シウ」が拗長音化の影響によって「シユウ」と表記されたものである。

尤韻甲類字および幽韻字も、「㋑ウ」と表記されるのが原則である。

尤韻甲　：湫Ⓒ24オ2、揪Ⓒ43オ16、壽Ⓑ15ウ14、（繇Ⓑ15ウ7）

幽韻　：繆Ⓐ2オ7

「夫湫Ⓒ24オ2」は、『史記索隠』に「音椒」と注されている。この音注による人為的漢音形であろう。

その他乙類字と同様、「イウ」が拗長音化の影響によって「ユウ」と加点される例が見られる。

（14）深摂

侵韻乙類字は、入声音の「歙Ⓓ18ウ3」字のみであり、問題は無い。韻尾は「―フ」で表記されている。

（15）咸摂

覃韻、談韻は「㋐ム」（入声字「㋐フ」）で表記される。

覃韻　：南Ⓐ26オ12、潔Ⓐ24オ12、合Ⓒ39ウ7

談韻　：（闟Ⓒ37ウ17）

「南Ⓐ26オ12」字の「チン」の音注は、「ナン」の誤りであると考えられる。「合從Ⓒ39ウ7」は、促音化例である。

咸韻字、銜韻字も、「㋐ム」（入声字「㋐フ」）と表記されるのが原則である。

咸韻　：圏Ⓑ33オ14・Ⓑ33オ15・Ⓑ33オ16、圏Ⓑ33ウ1

銜韻　：監Ⓐ46オ14、（險Ⓐ29オ16）

塩韻および添韻は、「㋓ム」（入声字「㋓フ」）で表記されるのを原則とする。

塩韻甲　：黶Ⓓ6オ1、閻Ⓓ10オ17、輒Ⓒ28オ4

塩韻乙　：儉Ⓓ22ウ16

添韻　：蔵Ⓒ33オ14

以上の挙例に見られるように、咸摂では、唇内入声韻尾にハ行転呼や促音化が発生している。また、唇内撥音韻尾は「―ン」で表記され、舌内撥音韻尾との区別がない。

（16）曾摂

登韻は、入声字のみ例がある。「㋔ク」と表記され、異例がない。

登韻開　：冒Ⓓ19ウ5・Ⓓ19ウ5、塞Ⓒ39オ5、劾Ⓓ23オ6、（貸Ⓓ17ウ5・Ⓓ17ウ5）

登韻合　：惑Ⓒ49オ14・Ⓒ49オ15

蒸韻は「㋑ヨウ」「ヨウ」（入声字「㋑ヨク」「ヨク」）と表記されるのが原則である。

蒸韻甲　：息Ⓐ35オ9

蒸韻乙　：應Ⓒ22ウ8、抑Ⓒ10オ4、洫Ⓐ23ウ10、洫Ⓐ23ウ10

蒸韻甲類の「息慎Ⓐ35オ9」は、注に「息字音肅ト附タソ」とある。注に依ったものであろう。

蒸韻乙類の「洫Ⓐ23ウ10」は、注における反切「洫音許域反」に依ったものである。反切下字の「域」を呉音で読んだことによる人為的漢音形であろう。なお、「洫Ⓐ23ウ10」は「1．声母」でも触れた通り、「洫」字の一般的な字音であったと考えられる。

四　むすび

以上にまとめた『史記抄』の漢字音音形の重要な部分を抜き出し、室町時代の音韻史上重要な事項を踏まえて纏めると、次のようになる。

①中国語注釈書による人為的漢音形が、多く存在する。

②ワ行の頭子音は脱落し、イ列・エ列ともに開口字も合口字もア行で表記される。

③拗長音化の影響により、「㋑ヨウ→㋓ウ」「㋓ウ→㋑ヨウ」「イウ→ユウ」の混乱が見られる。

④カ行の合拗音はア列を除いて直音化している。その他、「ツキツ」など、韻鏡の臻摂合転に見られる合拗音形も重要視されていない。止摂合口字における「㋒キ」形も、『史記抄』には存在しない。

⑤唇内入声韻尾は、ハ行転呼を起す例がある。

⑥唇内撥音韻尾と舌内撥音韻尾とは、区別されることなくすべて「―ン」で表記される。

⑦オ段長音「㋐ウ」「㋔ウ」の混乱は見られない。

『史記抄』仮名音注に見られる漢字音音形の表記は、宣賢が生きた時代までに起こった日本漢字音の変化をよく反映している。このような字音点を加点する他の宣賢加点資料は、例えば漢籍訓読資料の京都大学附属図書館清家文庫蔵『中庸章句』（1-66チ4貴）や同蔵『論語』（1-66ロ3貴）が挙げられる。しかし、それらの資料ではワ行の頭子音は脱落せず、合口性を表示していた。本資料はその合口性も表示しないという点で、宣賢加点の漢籍訓読資料よりも、さらに非規範的な加点がなされている、と考えられる。

しかし、①に挙げたように、人為的漢音形が多く存在することも、『史記抄』の特徴である。『史記』延久五（一〇七三）年点には人為的漢音形が見られることが指摘されているから、[31] 漢字仮名交じり文のような規範の緩む文体であっても、『史記』の読みを学習する場では、反切に依る漢字音で読むことが求められていた、と考えられる。[32]

以上の点を踏まえ、宣賢加点の他資料を調査し、本資料の位置づけをより明確にすることが、今後の課題である。[33]

注

（1）他に、講述内容として本文に含まれる仮名音注や反切・同音字注などの音注も存する。しかし、これは講者である牧中梵祐や聞書者の桃源瑞仙の字音が反映されたものであり、宣賢が新たに加えた音注でない可能性が高い。焼失したとされる桃源自筆本の音注と『史記抄』諸本の音注との関係が判然とせず、確かなことは証明し得ないものの、『史記抄』の本文に直接加点された仮名音注の方が、講述内容としての本文よりも宣賢が新たに加えた音注が加点されている可能性が高いと考えたため、本稿ではこれを対象とした。

（2）瀧川龜太郎『史記會注考證』〈一九八〇年、宏業書局〉を使用した。

（3）沼本克明『日本漢字音の歴史』〈一九八六年、東京堂出版〉二四頁。

（4）土井忠生『邦訳日葡辞書』〈一九八〇年、岩波書店〉に依って、ローマ字と漢字との対応を確認した。

（5）京都大学附属図書館ウェブサイトの電子画像に依る。

（6）京都大学附属図書館ウェブサイトの電子画像に依る。

（7）京都大学文学部国語学国文学研究室編『清原宣賢自筆伊路波分類體辭書塵芥』〈一九七二年、臨川書店〉に依る。

（8）京都大学附属図書館ウェブサイトの電子画像に依る。

（9）佐々木勇『平安鎌倉時代における日本漢音の研究』〈二〇〇九年、汲古書院〉研究篇二〇一頁。

（10）沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』〈一九八二年、武蔵野書院〉第二部第一章第二節など参照。

（11）有坂秀世「唇牙喉音四等に於ける合口性の弱化傾向について」（『国語音韻史の研究　増補新版』〈一九五七年、三省堂〉三五九頁～三六八頁）。

(12) 観智院本類聚名義抄には、「力隹反（スキ）」と加点されている。

(13) ただし、各資料内での出現頻度に差があるように思われる。今後、さらに検討したい。

(14) 沼本克明『日本漢字音の歴史的研究』（一九九七年、汲古書院）第三部第一章第一節から第三節における記述および前掲注9佐々木著書資料篇の分紐分韻表に依る。

(15) 前掲注11有坂著書。ただし、室町時代の後半においては、日本語の音変化のため、合口性が表記されていない可能性も高い。

(16) 前掲注9佐々木著書資料篇所載の分紐分韻表による。

(17) 戸川芳郎監修『全訳漢辞海』第三版（二〇一一年、三省堂）に依る。

(18) 前掲注9佐々木著書資料篇所載の分紐分韻表に依る。

(19) 中田祝夫『文明本節用集研究並びに索引』改訂新版（一九七九年、勉誠社）。所在もこれによる。

(20) ただし、「閭」字は、呉音資料とみなされる高山寺蔵『貞元華厳経音義』（『高山寺古辭書資料』第二（一九八三年、東京大学出版会）に依る。）にも「リヨ」と加点されており、慎重に判断する必要がある。

(21) 注14沼本著書三四九頁。

(22) 前掲注9佐々木著書研究篇一五四頁。

(23) 漢和辞典（『全訳漢辞海』第三版）には、「父」字に慣用音「ホ」が示されているため、当時読み慣わされていた字音かもしれない。しかし、宣賢加点の『論語』『中庸章句』『塵芥』には、「父」字が複数例見られるもののすべて「フ」と加点されている。したがって、ここでは慣用的に用いられていた字音と考えるよりも、正式音注による人為的漢音形であると考えるべきであろう。

(24) 前掲注14沼本著書三五〇・三五一頁。

(25) 天理大学附属図書館蔵、清原宗賢筆、清原宣賢自点（123・9-イ11）。原本調査に依る。

(26) 京都大学附属図書館清家文庫蔵（1-67モ2貴）。京都大学附属図書館ウェブサイトの電子画像、および原本調査に依る。

(27) このように考える場合、書写者が自ら「樊」字と誤認して書写したものの、移点した原本にあった音注と不整合であったために、後に新たに左傍に「ハン」と加点したものだと考えられる。

(28) 沖森卓也編『日本語史概説』（二〇一〇年、朝倉書店）一八頁では、ア列合拗音の直音化は江戸時代から明治時代にかけての現象であるとする。

(29) 前掲注14沼本著書四一二頁以降の分紐分韻表に依る。

(30) 前掲注9佐々木著書資料篇所載の『蒙求』十本分紐分韻表に依った。

(31) 沖森卓也「延久鈔史記の訓読について―助字を中心とした訓法と字音―」（『白百合女子大学研究紀要』第一五号、一九七九年一二月、白百合女子大学）

(32) 柳田征司『日本語の歴史4　抄物、広大な沃野』（二〇一三年、武蔵野書院）五六頁～五七頁に、『史記抄』の講義の場における注釈書使用が、『史記抄』各部の注釈書利用の状況に基づいて推測されている。

(33) 『史記抄』における宣賢書写部分以外との比較も行う必要がある。これも、課題としたい。

（広島大学大学院博士課程前期二年）